R6.6 版

みんなで支える老後の安心

介護保険

〒198-8701　東京都青梅市東青梅１丁目１１番地の１
青梅市健康福祉部介護保険課　☎（0428）22-1111（代）市役所1階 10A 窓口

もくじ

1．みんなで支える老後の安心「介護保険」 P.1
- 目的・しくみ
- 運営者（保険者）、加入者（被保険者）
- 介護保険事業計画とは？

2．介護が必要になったら？ P.2
- 申請できる方
- 申請に必要な書類
- 申請から結果通知までの流れ
- 結果通知からケアプラン作成までの流れ
- 地域包括支援センター
- ケアプラン作成から介護サービス開始までの流れ
- 介護費用、利用者の負担額
- 利用額の計算方法
- 要介護度と支給限度額
- 要介護度による利用可能な介護サービス一覧

3．介護保険で利用できるサービス P.１２
- 居宅サービス
- 施設サービス
- 地域密着型サービス
- 福祉用具・住宅改修

4．利用者を助けるその他の制度 P.２５
- 高額介護（介護予防）サービス費
- 高額医療・高額介護合算制度
- 介護保険負担限度額認定
- 生計困難な方に対する介護保険利用者負担額軽減事業
- ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減
- 交通事故にあったとき

5．介護保険料について P.３３
- ６５歳以上の方の保険料は？
- ４０歳から６４歳までの方の保険料は？
- 財源（令和６年度の保険料）
- 保険料の納付方法　保険料の滞納を続けると？

6．介護予防・日常生活支援総合事業について P.４０
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

7．介護保険以外の高齢者向け制度 P.４３
- 高齢者支援課のサービス
- 社会福祉協議会のサービス

8．障害福祉サービスと介護保険制度との適用関係について P.４６

9．苦情相談窓口 P.４７

１．みんなで支える老後の安心「介護保険」

目的・しくみ

介護が必要な状態になっても自立した生活ができるように、高齢者の介護を社会全体で支えていくための制度です。

また、社会保険の方式を取り入れて、利用できるサービスと保険料との関係を分かりやすくしています。

運営者（保険者）

青梅市が運営しています。（各市区町村が運営しています）

- ３年ごとに介護保険事業計画を定め、介護サービスを整備します。
- ６５歳以上の方の保険料を決定し、納付を依頼します。
- 要介護認定を行い、要介護・要支援者に保険給付を行います。

加入者（被保険者）

４０歳以上の方です。

６５歳以上の方（第１号被保険者）…　約 40,051 人
４０～６４歳までの方（第２号被保険者）…　約 45,912 人

※上記の加入者の人数は、令和５年１０月１日現在の数値です。
また、他市区町村から特別養護老人ホーム、養護老人ホームなどに入所している方は含まれていません。

介護保険料は…

第１号被保険者となった月から個人で納めていただくようになります（33 ページ）。第２号被保険者は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます（34 ページ）。
介護保険のサービスを使うには要介護認定（３ページ）が必要です。

介護保険事業計画とは？

介護保険制度では、３年間を計画期間とする「介護保険事業計画」を策定し、介護サービスの見込み量やサービス確保の方法などを具体的に計画することになっています。第１号被保険者の保険料は、この事業計画にもとづき決められています。青梅市でも、第９期介護保険事業計画にもとづいて令和６年度から３年間の介護保険を運営します。

2. 介護が必要になったら？

介護保険のサービスを利用するためには、要介護等認定の申請が必要です。

申請できる方

おおむね６か月以上にわたって継続して常に介護が必要と見込まれる状態（要介護状態）、または、日常生活に支援が必要と見込まれる状態（要支援状態）にある方です。

■６５歳以上の方

介護や支援が必要になった原因を問わず、申請できます。

■４０歳～６４歳の方

加齢に伴う特定の疾病（次の１６種）の場合に限られます。

①がん【がん末期】
※医師が一般に認められている医学的知見にもとづき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。
②関節リウマチ　③筋萎縮性側索硬化症（きんいしゅくせいそくさくこうかしょう）　④後縦靱帯骨化症（こうじゅうじんたいこつかしょう）
⑤骨折を伴う骨粗しょう症（こっせつをともなうこっそしょうしょう）　⑥初老期における認知症（にんちしょう）
⑦進行性核上性麻痺（しんこうせいかくじょうせいまひ）、大脳皮質基底核変性症（だいのうひしつきていかくへんせいしょう）およびパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）　⑨脊柱管狭窄症（せきちゅうかんきょうさくしょう）　⑩早老症（そうろうしょう）　⑪多系統萎縮症（たけいとういしゅくしょう）
⑫糖尿病性神経障害（とうにょうびょうせいしんけいしょうがい）、糖尿病性腎症（とうにょうびょうせいじんしょう）、糖尿病性網膜症（とうにょうびょうせいもうまくしょう）
⑬脳血管疾患（のうけっかんしっかん）　⑭閉塞性動脈硬化症（へいそくせいどうみゃくこうかしょう）　⑮慢性閉塞性肺疾患（まんせいへいそくせいはいしっかん）
⑯両側の膝関節（しつかんせつ）または股関節（こかんせつ）に著しい変形を伴う変形性関節症（へんけいせいかんせつしょう）

申請に必要な書類

□青梅市介護保険要介護認定・要支援認定申請書
□介護保険被保険者証（介護保険証）：６５歳以上の方のみ
□健康保険証または健康保険証の写し
□マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード
□代理人が申請する場合、代理人の身元確認書類

※交通事故等、第三者（加害者）が原因となり介護保険のサービスが必要となった場合は、すみやかに介護保険課までご相談ください。詳しくは 32 ページをご覧ください。

申請から結果通知までの流れ

電子申請はこちらから→

申請

市役所（10A 番窓口 介護保険課）の窓口に申請してください。
申請は本人や家族のほか、成年後見人、地域包括支援センターや省令で定められた居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

状況調査

①訪 問 調 査：調査員が訪問し、心身の状況を調査します。
※全国共通の調査票に記入します。

②主治医の意見書：主治医意見書の作成をかかりつけの医療機関に依頼してください。意見書は主治医から市へ提出されます。

審査判定

訪問調査と主治医意見書をもとに、全国共通のソフトを用いて介護にかかる時間などをコンピュータ判定します。コンピュータ判定の結果と主治医意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定します。

結果通知

原則として申請から３０日以内に、市から認定結果通知書と結果の記載された介護保険被保険者証が届きます。
認定結果は、以下のいずれかになります。

認定結果

要介護１～５	要支援１・２	非該当（自立）
介護サービス（居宅サービスまたは施設サービス）を利用できます。	介護予防サービスを利用できます。	介護（予防）サービスは利用できませんが、市が行う一般介護予防事業を利用できます。
↓	↓	↓
居宅介護支援事業者へ	地域包括支援センターへ（６ページ）	

※ 認定有効期間が終了する約６０日前に、該当者に更新手続きに関する書類を送付します。
引き続きサービスを希望される方は、有効期限までに更新の手続きをしてください。

※ 心身の状態が変化し、介護にかかる手間の度合いが変わった場合は、区分変更の申請をすることができます。

※ 認定結果等に関するお問い合わせは、介護保険課認定係までお願いいたします。
どうしても納得できない場合は、東京都介護保険審査会に申し立てすることができます。

結果通知からケアプラン作成までの流れ

介護保険制度を利用して介護サービスを受けるためには、原則「ケアプラン」を作成する必要があります。

※介護保険施設の利用を希望する場合は、直接施設へ申し込みを行います。

認定結果をご確認ください

要介護１～５	要支援１・２
居宅介護支援事業者へ作成依頼してください	**地域包括支援センターへ作成依頼してください**
居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）を選び、直接事業者へ電話等の連絡をして、ケアプラン作成を依頼します。 ※別冊の『介護保険サービス提供事業者一覧』を参考にしてください。	お住まいの地区で担当の地域包括支援センターが決まっています。 担当の地域包括支援センターへ電話等の連絡をして、ケアプラン作成を依頼します。 ※５ページをご覧ください。

「ケアプラン」とは？

「ケアプラン」とは、利用者が自立した日常生活を行うために必要な介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画書です。「ケアプラン」は自分で作成することもできますが、専門的な知識を必要とするため、ケアマネジャー（介護支援専門員）に作成を依頼することをお勧めします。

「ケアマネージャー」は何をしてくれるの？

ケアマネジャーとは、要介護状態になった利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する介護の専門家です。

ケアマネジャーに関する費用は介護保険給付費で支払われるため、利用者負担はありません。

介護生活で困ったことがあったら、ケアマネジャーに相談しましょう。

青梅市 地域包括支援センター

青梅市地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族を様々な面から支援するための総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、高齢者の健康や生活、介護の困りごとなどのご相談を無料でお受けしています。

青梅市では、３か所の「地域包括支援センター」と２か所の「支所」による計５か所の窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。

第３地区
青梅市地域包括支援センター
すえひろ
野上支所
☎78-4800

第２地区
青梅市地域包括支援センター
うめぞの　☎２４－２８８２

第１地区
青梅市地域包括支援センター
すみえ　☎７８－３４４２

第２地区
青梅市地域包括支援センター
うめぞの 河辺支所
☎84-2627

第３地区
青梅市地域包括支援センター
すえひろ
☎３３－４４７７

青梅市 健康福祉部 高齢者支援課 包括支援係　☎22-1111　内線 2127

お気軽にご相談ください

総合相談・支援

地域の高齢者や家族からの相談を受け付け、介護保険サービスをはじめ、さまざまな制度や地域資源を活用した総合的な支援を行います。

権利擁護
虐待の早期発見・防止

高齢者が安心した生活を送ることができるように「権利擁護」（人権や財産を守る取組みや消費者被害防止など）および「虐待防止」の窓口として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止をすすめます。

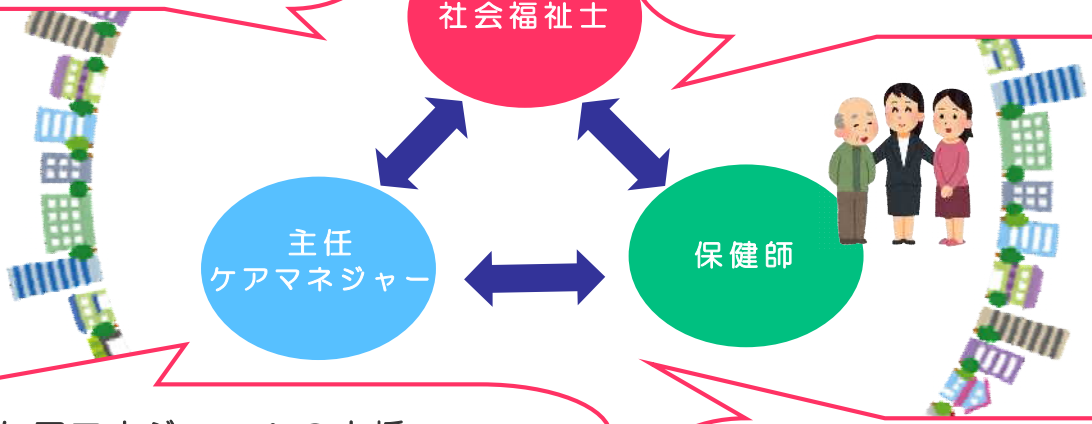

地域のケアマネジャーへの支援・
住みやすい地域づくりに向けた支援など

地域のケアマネジャーへの指導・助言やネットワークづくりなどを進めます。また、「高齢者が暮らしやすいまち」を目指して、さまざまな関係機関と連携し、地域づくりを支援します。

介護予防ケアマネジメント

要支援１・２の方や、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防ケアプランを作成します。
また、自主的な介護予防への取り組みを支援します。

【受付時間】午前９時００分から午後５時００分　月～土曜日（祝日、年末年始を除く）

生活圏域	お住いの地区	担当センター
第１地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、東青梅、根ヶ布、師岡町	**青梅市地域包括支援センターすみえ** ☎78-3442 住江町６６
第２地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、河辺町、畑中、和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	**青梅市地域包括支援センターうめぞの** 【本　部】駒木町３－５９４－１（メディケア梅の園内） ☎24-2882 【河辺支所】河辺町１０－６－１ トミタワー６０２ ☎84-2627
第３地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、新町、末広町、藤橋、今井、富岡、小曾木、黒沢、成木	**青梅市地域包括支援センターすえひろ** 【本　部】末広町１－４－５（青梅すえひろ苑 内） ☎33-4477 【野上支所】野上町４－４－５藤村ビル３階 ☎78-4800

ケアプラン作成から介護サービス開始までの流れ

状態の把握とケアプラン原案

利用者（ご本人・ご家族）と面談し、問題点や課題などを分析します。
その後、ケアプランの原案を作成します。

サービス担当者会議の開催

ケアプラン原案に基づき、ケアマネジャーを中心に、利用者と介護サービス提供事業者が意見を交換します。
この会議を「サービス担当者会議」といいます。

利用者の同意と介護サービスの開始

サービス担当者会議を経て作成されたケアプランに利用者が同意します。
ケアプランに基づき、介護（予防）サービスの提供が始まります。

モニタリング

介護のケアプランの場合は、１か月に１回、予防のケアプランの場合は、３か月に１回、利用者と面談します。
その際に、ケアプランの目標の達成状況等を点検して、ケアプランの見直しを図ります。

ケアプラン原案の再作成

モニタリングの結果を元に再度ケアプラン原案を作成します。
以下、同じ手順を繰り返します。

自立支援のためのケアプラン

必要な援助は受けながらも、できるだけご自身が望む「自立した生活」を送れるよう支援することが、ケアマネジャーの大きな仕事の一つです。

自分に合った生活を楽しむためにも、心身の状態や困っていること、使いたい介護保険のサービス、これまでの自分の生活を振り返りながら、今後どのような生活を送りたいと考えているか等、
ケアマネジャーに相談してみましょう。

介護費用

介護費用には、地域差等があります。

介護費用は、介護サービスの種類に応じて設定された報酬単位数に介護報酬単価を掛けたもので、この介護報酬単価は事業所の所在する市町村によって異なります。（９ページ参照）

介護報酬には、サービスの内容によってさまざまな加算があります。

利用者の負担額

利用者の負担額は、介護費用の１割～３割です。

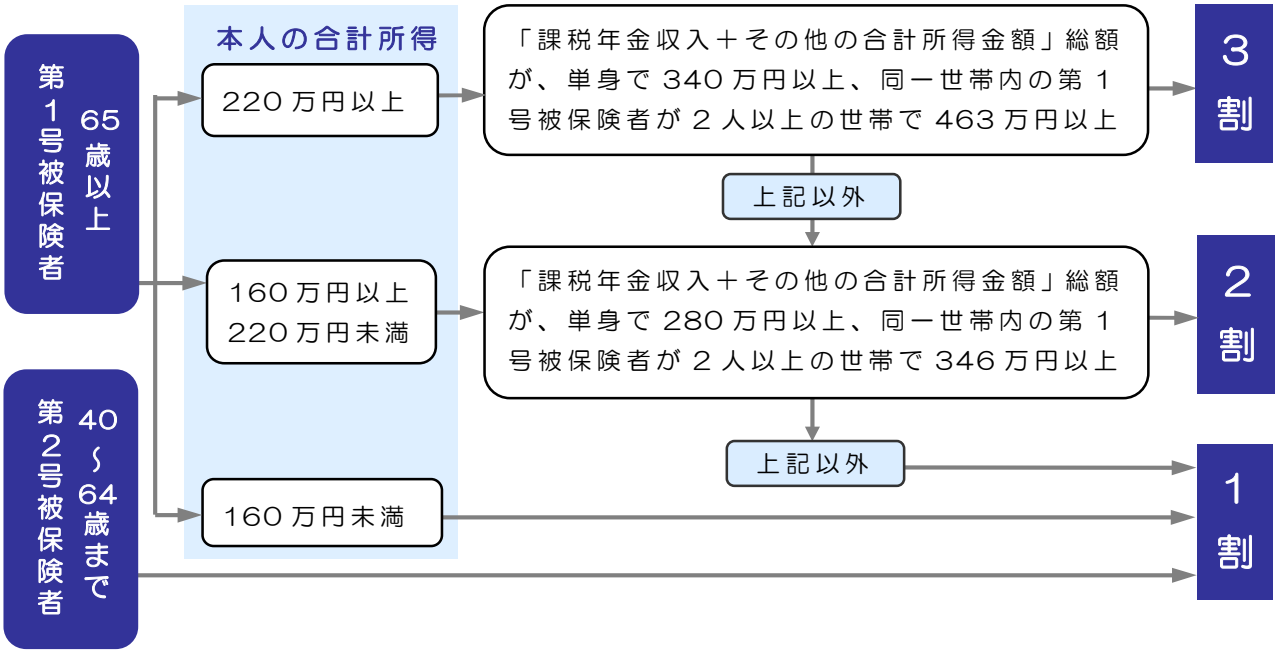

※施設サービスまたは（介護予防）短期入所介護を利用する場合は、介護費用の１割～３割の利用者負担のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活費などの費用の負担があります。

※保険給付の対象とならない部分は、全額自己負担となります。

サービス利用の際は、負担割合証をご提示ください

認定をお持ちの方に、負担割合（１割～３割）が記載された負担割合証をお届けします。サービスを利用する際は、事業所にご提示ください。

負担割合は、前年の所得により決定し、毎年７月下旬に交付されます（有効期限は８月１日から翌年７月31日までです）。

利用額の計算方法

（R6.4.1 現在）

利用額は、利用したサービスに応じて設定される単位（報酬単位数）に１単位当たりの単価（介護報酬単価）を掛け合わせた額となります。

この１単位当たりの単価は１単位１０円が原則ですが、地域差を勘案することとされ、青梅市は以下の単位（３級地の区分）が適用となります。

サービス種類	１単位当たりの単価（円） ３級地
（介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）福祉用具貸与	１０．００
通所介護 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）特定入居者生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設サービス 介護老人保健施設サービス 介護医療院サービス 地域密着型通所介護	１０．６８
（介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	１０．８３
訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援・介護予防支援	１１．０５

要介護度と支給限度額

（R6.4.1 現在）

介護保険では、要介護度に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。

■おもな居宅サービスの支給限度額のめやす（１か月当たり）

要介護度	支給限度基準単位	支給限度額
要支援１	５，０３２単位	５０，３２０円
要支援２	１０，５３１単位	１０５，３１０円
要介護１	１６，７６５単位	１６７，６５０円
要介護２	１９，７０５単位	１９７，０５０円
要介護３	２７，０４８単位	２７０，４８０円
要介護４	３０，９３８単位	３０９，３８０円
要介護５	３６，２１７単位	３６２，１７０円

※福祉用具購入費および住宅改修費については、この中に含まれません。
※支給限度額は、利用されるサービスにより異なります。詳しくは『利用額の計算方法』をご覧下さい。）

利用者負担額のめやすは、**上記の表の支給限度額の１割～３割です。**

支給限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は１割～３割ですが、支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額利用者の負担となります。

■要介護度による利用可能な介護サービス一覧

希望するサービス	サービス内容	該当ページ	介護度						
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ケアプラン作成	居宅介護支援	P4			●	●	●	●	●
	介護予防支援	P4	●	●					
自宅に訪問	訪問介護（ホームヘルプ）	P12			●	●	●	●	●
	訪問型サービス（総合事業）	P41	●	●					
	【介護予防】訪問入浴介護	P13	●	●	●	●	●	●	●
	【介護予防】訪問看護	P14	●	●	●	●	●	●	●
	【介護予防】訪問リハビリテーション	P14	●	●	●	●	●	●	●
	【介護予防】居宅療養管理指導	P14	●	●	●	●	●	●	●
施設に通う	通所介護（デイサービス）	P15			●	●	●	●	●
	通所型サービス（総合事業）	P41	●	●					
	【介護予防】通所リハビリテーション（デイケア）	P15	●	●	●	●	●	●	●
短期間施設に泊まる	【介護予防】短期入所生活介護（ショートステイ）	P16	●	●	●	●	●	●	●
	【介護予防】短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	P16	●	●	●	●	●	●	●
在宅に近い暮らし	【介護予防】特定施設入居者生活介護	P17	●	●	●	●	●	●	●
在宅の環境整備	【介護予防】福祉用具貸与	P22	●	●	●	●	●	●	●
	【介護予防】福祉用具購入	P23	●	●	●	●	●	●	●
	【介護予防】居宅介護住宅改修	P23	●	●	●	●	●	●	●
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	P20			●	●	●	●	●
	認知症対応型通所介護	P20	●	●	●	●	●	●	●
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	P20		●	●	●	●	●	●
	小規模多機能型居宅介護	P21	●	●	●	●	●	●	●
	看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】	P21			●	●	●	●	●
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P21			●	●	●	●	●
施設で生活する	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	P18					●	●	●
	介護老人保健施設	P18			●	●	●	●	●
	介護医療院	P19			●	●	●	●	

●印がある箇所がサービス対象です。

3. 介護保険で利用できるサービス

介護サービスを利用した場合、費用の１割～３割が利用者の負担額となります。 ※利用者負担額のめやすは、令和６年４月１日現在の金額です。また、自己負担１割として掲載しています。

居宅サービス

自宅に訪問してもらう

訪問介護（ホームヘルプ）　要介護１～５

ホームヘルパーが家庭を訪問して**身体介護**や**生活援助**を行います。

身体介護とは、食事、入浴、排せつなどの直接身体に触れて行う介助などです。同居の家族の有無にかかわらず利用できます。

生活援助とは、利用者本人に対する調理、洗濯、掃除などの日常生活に欠かせない家事の援助などです。

利用負担額のめやす	
身体介護（３０分以上１時間未満）	４２８円
生活援助（45 分以上）	２４４円

―生活援助について―

生活援助は適切なケアプランにもとづき、次のような理由により自ら行うことが困難であると認められた場合に利用できます。

- 利用者が一人暮らしの場合
- 利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合
- 利用者の家族が障害や疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合

※同居の家族がいるというだけで、一律に生活援助が利用できない訳ではありません。生活援助を利用したい場合には担当のケアマネジャーにご相談下さい。

要支援１・２ の認定をお持ちの方は、介護予防・日常生活支援総合事業でのサービス利用になります。（41 ページ参照）

■訪問介護サービスでできること

訪問介護サービスは、利用者が「自立した日常生活」を営むことができるように支援を行うサービスです。

介護保険のサービス全般に言えることですが、目的は利用者の自立支援にあります。自分でやろうとすればできるのに、ホームヘルパーに任せてしまうと、身体の機能は徐々に低下していき、今まではできていたことができなくなってしまいます。

そのため、訪問介護サービスは利用者が「できること」は利用者自身でやってもらい、「できないこと」を支援するサービスとなっています。あくまで利用者本人への支援が中心となりますので、なんでもお願いできるわけではありません。

できること	できないこと
身体介護 ＜例＞ ・食事の介助 ・衣服の着脱や体位変換 ・起床・就寝の介助 ・排せつの介助 等 **生活援助** ＜例＞ ・日常的な部屋の掃除 ・日常の食事の準備や調理 ・生活必需品の買い物 ・洗濯 等	**直接本人の援助に該当しない行為** ＜例＞ ・利用者以外の食事作り、洗濯、買い物 ・利用者が使用する居室等以外の掃除 ・来客の応接（お茶、食事の手配など） ・自動車の洗車 等 **日常生活の援助に該当しない行為** ＜例＞ ・草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩・ペットの世話 ・大掃除、窓ふき、床のワックスかけ ・家の修理、ペンキ塗り ・おせち料理など、季節の特別な調理 ・金銭や貴重品の取扱 等

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要介護１～５

入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で、看護師等が訪問して入浴介助を行います。全身入浴のほか、希望により部分入浴や清拭(せいしき)も利用できます。

利用負担額のめやす
１，３９９円／回

要支援１・２

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由で施設の浴室の利用が困難な場合などに限定して利用できます。

利用負担額のめやす
９４６円／回

訪問看護／介護予防訪問看護

要介護１～５　要支援１・２

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが訪問して、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話や診療の補助を行います。

利用負担額のめやす	
３０分未満	
訪問看護ステーションから	５２１円
病院または診療所から	４４１円

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

要介護１～５　要支援１・２

主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士が訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なリハビリテーションを行います。

利用負担額のめやす	
１回２０分以上	
訪問リハビリテーション	３３３円
介護予防訪問リハビリテーション	３２３円

居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

要介護１～５　要支援１・２

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

利用負担額のめやす	
医師	５１５円
歯科医師	５１７円
薬剤師（医療機関）	５６６円
薬剤師（薬局）	５１８円
管理栄養士	５４５円
歯科衛生士など	３６２円

※医師や歯科医師による、診療や投薬、検査、処置などは、医療保険の対象となります

施設に通って利用する

通所介護（デイサービス）

要介護１～５

利用負担額のめやす	
通常規模事業所（７～８時間）	
要介護１	７０３円
要介護２	８３０円
要介護３	９６２円
要介護４	１，０９３円
要介護５	１，２２７円

日帰り介護施設に通い、食事、入浴の提供や、介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練、レクリエーションを行います。

要支援１・２ の認定をお持ちの方は、介護予防・日常生活支援総合事業でのサービス利用になります。（41 ページ参照）

通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

要介護１～５

医療機関や介護老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士から受けることができます。

利用負担額のめやす	
通常規模事業所（７～８時間）	
要介護１	８２６円
要介護２	９７８円
要介護３	１，１３３円
要介護４	１，３１６円
要介護５	１，４９４円

要支援１・２

医療施設や介護老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士から受けることができ、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等）が利用できます。

利用負担額のめやす	
要支援１	２，４５７円／月
要支援２	４，５７９円／月

※通所介護（デイサービス）との併用はできません。

短期間施設に泊まる

短期入所介護（ショートステイ）

要介護１～５

■短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

利用負担額のめやす（１日につき）	
特別養護老人ホーム（ユニット型個室）	７６３円 ～ １，０６９円
特別養護老人ホーム（併設型多床室）	６５４円 ～ ９５８円

■短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院に短期間入所して、医学的管理のもとでの看護、介護、機能訓練、日常生活上の支援が受けられます。

利用負担額のめやす（１日につき）	
介護老人保健施設（多床室）（基本型）	８８７円 ～ １，１２４円
Ⅰ型介護医療院（従来個室型）	８３１円 ～ １，４２４円

※いずれも居住費（滞在費）、食費、送迎、日常生活費などの費用は別途負担になります。

介護予防短期入所介護

要支援１・２

■介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練が介護予防を目的として受けられます。

利用負担額のめやす	
併設型多床室 １日につき	
要支援１	４８８円
要支援２	６０８円

■介護予防短期入所療養介護

利用負担額のめやす	
多床室 １日につき	
要支援１	６５５円
要支援２	８２７円

介護老人保健施設や介護医療院に短期間入所して、医学的管理のもとでの看護、介護、機能訓練、日常生活上の支援が介護予防を目的として受けられます。

短期入所介護を利用するときの注意

このサービスは、あくまでも在宅生活の継続のために利用するサービスです。利用する場合は、以下のことにご注意ください。

◎連続した利用は３０日までとなります。

◎連続して３０日を超えない利用であっても、短期入所介護の利用日数は、要介護認定の有効期間の半数を超えないことがめやすになります。

有料老人ホーム等でサービスを受ける

特定施設入居者生活介護

要介護１～５　要支援１・２

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している人が要支援・要介護状態になったときは、日常生活上の介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。

利用負担額のめやす（１日につき）	
要介護１	５７９円 ～ ８６９円
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	
要支援１	１９６円
要支援２	３３５円

施設サービス

施設サービスは、**要介護１～５**と認定された方が利用できます。介護を中心としたケア、治療を中心としたケア、またどの程度医療上のケアが受けられるかによって、次の３種類があります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　**要介護3～5**

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理が受けられ、原則として終身に渡って介護が受けられます。

原則として、**要介護３以上**の方が入所できます。

介護サービス費（１割）のめやす：３０日			
種類／介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護１	１８，８７２円	１８，８７２円	２１，４６７円
要介護２	２１，１１５円	２１，１１５円	２３，７１０円
要介護３	２３，４５４円	２３，４５４円	２６，１１３円
要介護４	２５，６９６円	２５，６９６円	２８，３８８円
要介護５	２７，９０７円	２７，９０７円	３０，５９９円

介護老人保健施設　**要介護１～５**

病状が安定している方に、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。日常的介護も含めたケアで、家庭への復帰を支援します。

介護サービス費（１割）のめやす：３０日			
種類／介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護１	２２，９７３円	２５，４０８円	２５，６９６円
要介護２	２４，４４７円	２７，０１０円	２７，１７０円
要介護３	２６，５３０円	２９，０９３円	２９，２５３円
要介護４	２８，２９２円	３０，７９１円	３１，０１５円
要介護５	２９，８６２円	３２，４２５円	３２，６１７円

多　　床　　室：相部屋のことです
ユ ニ ッ ト 型：入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共有スペースが一体的となっている場所のことです。
個室的多床室：個室の壁が天井までなく、すき間がある部屋のことです。

介護医療院

要介護１～５

医療と介護が一体的に受けられる施設です。

介護サービス費（１割）のめやす：３０日			
種類 / 介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護１	２３，１０１円	２６，６９０円	２７，２３４円
要介護２	２６，６５８円	３０，２１４円	３０，７５９円
要介護３	３４，２８３円	３７，８７２円	３８，４１６円
要介護４	３７，５５１円	４１，１０８円	４１，６５２円
要介護５	４０，４６７円	４４，０５５円	４４，６００円

※この３施設の介護サービス費は、介護保険１割負担額の月額のめやすを示したものです。このほかに、居住費、食費、日常生活費や医療費の負担があります。なお、居住費と食費は申請により所得段階に応じて軽減されます（詳細は２7～２９ページ）。

【例】要介護４かつ介護保険負担限度額の段階が３段階②の方が特別養護老人ホーム（多床室）に入所した場合

介護サービス費（１割の場合）	＋	食費	＋	居住費	＝	合計	＋	日常生活費
25，696円		41,000円		11，000円		77，696円		

※月額のめやすとなります。

※施設によって介護サービス費や食費等は若干変わります。

地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、利用者の地域において良質なサービスを提供します。原則として**青梅市民の方のみ**利用できます。

地域密着型通所介護

要介護１～５

定員１８人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

利用負担額のめやす	
単独型:７～８時間（１日につき）	
要介護１	８０５円 ～ １，４０２円
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	

認知症対応型通所介護 ／介護予防認知症対応型通所介護

要介護１～５　要支援１・２

食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。一般の通所介護より手厚い人員配置が特徴です。

利用負担額のめやす	
単独型:７～８時間（１日につき）	
要支援１	９３３円 ～ １，５４６円
要支援２	
要介護１	
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ／介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護１～５　要支援２

利用負担額のめやす	
１ユニットの場合（１日につき）	
要支援２	８１３円 ～ ９１８円
要介護１	
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	

比較的安定した認知症状態にある高齢者が、１ユニット９人以下の少人数制で家庭的な雰囲気の中、食事・入浴などの介護や支援、趣味活動、機能訓練が受けられます。

※要支援１の人は対象になりません。

小規模多機能型居宅介護
／介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護１～５　要支援１・２

施設に通う「通所介護」を中心に、自宅に来てもらう「訪問介護」、事業所へ泊まる「宿泊」を組み合わせて利用できる一体型のサービスです。

３６５日２４時間対応で、毎月定額でサービスが受けられます。

利用負担額のめやす（１月につき）	
要支援１	３，７３７円 ～ ２９，４６８円
要支援２	
要介護１	
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	

看護小規模多機能型居宅介護

要介護１～５

利用負担額のめやす（１月につき）	
要介護１	１３，４８１円 ～ ３４，０１５円
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

※要支援１・２の人は対象になりません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護１～５

日中・夜間を通じて、定期的に訪問介護と訪問看護の両サービスを提供し、利用者からの通報や電話に応じ、随時的な訪問サービスを行うことで、在宅での生活を支えます。

利用負担額のめやす（１月につき）	
要介護１	８，７８１円 ～ ３１，２７０円
要介護２	
要介護３	
要介護４	
要介護５	

サービスはバランス良く・効果的に

サービス利用の際は、介護を受ける方と介護を行う介護者双方で、考えや希望をよく話し合い、介護を受ける方の身体状況や介護を行う介護者の環境などの変化に対応できるよう十分な準備をしておくことが必要です。

そのためにも、どのようなサービスの利用が必要なのか、身体状況に合わせた適切なサービスは何か等を考慮し、バランスの良い効果的なサービスが利用できるようケアマネジャーにケアプランを作成してもらいましょう。

また、サービス内容や利用料金など分からないことは、納得できるまで説明してもらいましょう。

生活環境を整える

福祉用具の貸与、介護予防福祉用具貸与

要介護１～５　要支援１・２

日常生活の自立を助けるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出します。

対象となる福祉用具			対象介護度						
			要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
	①	特殊寝台				●	●	●	●
	②	特殊寝台付属品（マットなど）				●	●	●	●
	③	車いす				●	●	●	●
	④	車いす付属品（クッションなど）				●	●	●	●
	⑤	床ずれ防止用具				●	●	●	●
	⑥	移動用リフト（つり具の部分を除く）				●	●	●	●
	⑦	体位変換器				●	●	●	●
	⑧	認知症老人徘徊感知機器				●	●	●	●
	⑨	手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●	●	●	●	●
購入選択制	⑩	固定用スロープ（工事をともなわないもの）	●	●	●	●	●	●	●
購入選択制	⑪	歩行器	●	●	●	●	●	●	●
購入選択制	⑫	歩行補助つえ（単点杖、多点杖）	●	●	●	●	●	●	●
	⑬	自動排泄処理装置						●	●

※費用は、用具の種類や性能などにより異なります。

※⑩固定用スロープ ⑪歩行器 ⑫歩行補助つえ（単点杖、多点杖） は購入と貸与の選択制となります。

※⑬自動排泄処理装置は、要支援１．２および要介護１～３の方は原則として対象とはなりませんが、尿のみを自動的に吸引する機能の自動排泄処理装置については、要介護度について特に制限はありません。

福祉用具購入費の支給

要介護１～５　要支援１・２

要支援・要介護認定を受けた方で、介護に必要な福祉用具の購入をした場合は、年間１０万円を上限にその購入費の９割～７割を支給します。
※購入は福祉用具販売業者に対する指定を受けた事業所のみで可能です。事業所ごとに福祉用具専門相談員がいます。なお、入院中の方は購入できません。

■対象となる福祉用具

①腰掛け便座
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③入浴補助用具
④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分
★⑥固定用スロープ（工事をともなわないもの）
★⑦歩行器
★⑧歩行補助つえ（単点杖、多点杖）

★⑥⑦⑧は購入と貸与の選択制となります。

用具の種類により金額は異なります。１年間で１０万円までの購入費に対して１割～３割を自己負担します。

※事前にケアマネジャーや介護保険課の窓口へご相談ください

住宅改修費の支給

要介護１～５　要支援１・２

要支援・要介護認定を受けた方で、家庭内での安全を確保するためなど住宅改修が必要な場合は、２０万円を上限に改修費用の９割～７割を支給します。
※必ず事前の確認が必要になります。

１住宅につき２０万円を限度額とし、１割～３割を自己負担します。

■対象となる改修

①　手すりの取り付け
②　段差の解消
③　滑りの防止および移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
④　引き戸等への扉の取り替えおよび新設
⑤　洋式便器等への便器の取り替え
⑥　①～⑤の改修に伴って必要となる工事

※介護保険で住宅改修をするときは、希望の改修内容が対象となるかどうか、事前にケアマネジャーや介護保険課の窓口へご相談ください。

■住宅改修（改造）費の支給手続きの流れ

要介護認定の申請はお済みですか？

- **はい** → 自立（非該当）／要支援１・２／要介護１～５
- **いいえ** → **要介護認定の申請** → 自立（非該当）／要支援１・２／要介護１～５

自立（非該当）	要支援１・２	要介護１～５
住宅改造費の助成 日常生活用具給付	介護予防住宅改修費	住宅改修費
詳しくは高齢者支援課（市役所１階 10B窓口）までお問い合わせください。	対象となる改修 ① 手すりの取り付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止および移動の円滑化のための床材の変更 ④ 引き戸などへの扉の取り替えおよび新設 ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え ⑥ ①～⑤の改修に伴って必要となる工事	

※浴槽設備、流し台又は洗面台設備、洋式便器（他の工事で住宅改修費の限度額を超えた場合のみ）も対象となることがあります。

↓

ケアマネージャーへの連絡

↓

事前申請

↓

工事内容の確認（内容審査） ※現地確認する場合があります

- **承　認** → **工事の着工** → **事後申請** → **支給決定**
- **不　承　認**

必要な書類は、介護保険課までお問い合わせください。

4. 利用者を助けるその他の制度

高額介護（介護予防）サービス費

介護保険の各種サービスを利用した場合、負担割合証に基づき**１～３割**を事業所にお支払いいただきます。この金額が１ヵ月の間に一定の基準額（利用者負担上限額）を超えた場合に、その超えた部分の金額を申請により支給する制度です。
該当される場合は、市から申請書をお送りしています。

対象範囲

■居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所介護（ショートステイ）、各地域密着型サービス、特定施設入居者生活介護および福祉用具貸与等

■施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設および介護医療院

対象とならないもの

住宅改修費、福祉用具購入費、施設を利用した際の食費、居住費、日常生活費等
居宅サービス支給限度額を超えて自己負担で利用したサービスの費用
給付額減額等の対象期間の利用者負担額（３割・４割分）

■高額介護（介護予防）サービス費の利用者負担上限額

段階区分			利用者負担上限額
市町村民税	世帯課税者	課税所得６９０万円以上の方	世帯で１４０，１００円
		課税所得３８０万円以上６９０万円未満の方	世帯で９３，０００円
		課税所得３８０万円未満の方	世帯で４４，４００円
	世帯非課税者	公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が８０万円を超える方	世帯で２４，６００円
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が８０万円以下の方	世帯で２４，６００円 個人で１５，０００円
		老齢年金受給者	
生活保護受給者等			個人で１５，０００円

※利用者負担上限額は所得に応じて異なります。

高額医療・高額介護合算制度

各医療保険における世帯内で、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合、その超えた部分の金額を申請により支給する制度です。**該当される場合は、市から申請書をお送りしています。**

- 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象です。
- 計算期間は、毎年８月１日から翌年７月３１日の１２か月間です。
- 同一世帯でも、医療保険の種類が違う場合は合算対象になりません。
- 申請は、加入されている医療保険者に行います。

■70 歳未満の方

基準所得額（総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額の世帯合計）	限度額
901 万円超	２１２万円
600 万円超～901 万円以下	１４１万円
210 万円超～600 万円以下	６７万円
210 万円以下	６０万円
市民税非課税世帯	３４万円

■70 歳以上の方※1

所得区分		限度額
課税所得 690 万円以上の方		２１２万円
課税所得 380 万円以上の方		１４１万円
課税所得 145 万円以上の方		６７万円
一般（市民税課税世帯の方）		５６万円
低所得者（非課税世帯）	Ⅱ（下記以外の方）	３１万円
	Ⅰ（世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が０円になる方）	１９万円※2

※1 対象世帯に 70～74 歳と 70 歳未満が混在する場合、まず 70～74 歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と 70 歳未満の自己負担額をあわせた額に限度額を適用します。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円です。

介護保険負担限度額認定（特定入所者介護（介護予防）サービス費）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院および短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）の**居住費（滞在費）・食費**について、世帯課税状況や年金収入、資産、配偶者所得等の状況に応じて、申請により本人負担が軽減されます。

申請を受理した後、所得状況等をお調べします。該当する方には、申請から１週間から１０日程度で介護保険負担限度額認定証をご郵送します。（第４段階の場合は非該当となりますので、決定通知書のみご郵送します。）

※有効期限は原則、申請月の月初から７月３１日です。毎年６月頃に更新手続きのご案内を郵送します。

対象（以下のいずれかに該当）

・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
・本人・同世帯・配偶者が非課税かつ本人・配偶者の資産が一定額以下の方（下表参照）

所得等	資産基準	利用者負担段階
世帯および配偶者課税、または資産が基準額を超えた場合		第４段階
「課税年金・非課税年金収入額+その他の合計所得金額」が 120 万円を超える方	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下	第３段階の②
「課税年金・非課税年金収入額+その他の合計所得金額」が 80 万円超 120 万円以下の方	単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下	第３段階の①
「課税年金・非課税年金収入額+その他の合計所得金額」が 80 万円以下の方	単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下	第２段階
老齢福祉年金（※）受給者または生活保護受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下	第１段階

※年金制度が出来たときすでに高齢で、年金受給資格を満たすことができない方に対して支給される年金です。

申請に必要な持ち物

①介護保険被保険者証
②マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード
③本人および配偶者の資産が確認できる書類の写し
④窓口に来る方の本人確認書類

■対象となる資産

資産	確認方法(持ち物)
預貯金（普通・定期） ※本人および配偶者の名義のものはすべて対象 	・通帳（銀行名・支店名（番号）・口座名義・口座番号のページおよび直近２カ月前から申請日現在までの残高ページの写し。年金振込口座の場合は、最新の年金振込の確認できるページの写しも添付） ・定期預金証書の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の直近２カ月の口座残高（取引残高報告書等）の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の直近２カ月の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の直近２カ月の口座残高（取引残高報告書等）の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローン）	借用証明の写しなど

■対象とならない資産

・生命保険（個人年金・養老年金等含む）　・自動車
・貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）
・その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

注意事項

・配偶者については、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者を含みます。
・預貯金等については、同じ金融機関の預貯金等を複数保有している場合でも、本人および配偶者名義であれば、すべて対象となります。また、必要に応じて金融機関へ預貯金等の照会を行う場合があります。
・虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第２２条第１項の規定にもとづき、支給された額および最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。
・死亡・転居・課税・資産状況等の変化で給付要件から外れた場合は、介護保険課へお越しのうえ、認定証の返却をお願いいたします。また、申請の結果非該当となった方も同様に、所得更正や資産状況の変化等で給付要件に該当になった場合は、介護保険課にてご申請ください。

■負担段階表

利用者負担段階（P27参照）	居住費（滞在費）						食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		相部屋（多床室）		施設サービス	短期入所サービス
			老健医療院等	特養等	老健医療院等	特養等		
第４段階（非該当）	2,066 円（6.3 万円）	1,728 円（5.3 万円）	1,728 円（5.3 万円）	1,231 円（3.7 万円）	437 円（1.3 万円）	915 円（2.8 万円）	1,445 円（4.4 万円）	1,445 円（4.4 万円）
第３段階の②	1,370 円（4.2 万円）	1,370 円（4.2 万円）	1,370 円（4.2 万円）	880 円（2.7 万円）	430 円（1.3 万円）	430 円（1.3 万円）	1,360 円（4.1 万円）	1,300 円（4.0 万円）
第３段階の①	1,370 円（4.2 万円）	1,370 円（4.2 万円）	1,370 円（4.2 万円）	880 円（2.7 万円）	430 円（1.3 万円）	430 円（1.3 万円）	650 円（2.0 万円）	1,000 円（3.0 万円）
第２段階	880 円（2.7 万円）	550 円（1.7 万円）	550 円（1.7 万円）	480 円（1.5 万円）	430 円（1.3 万円）	430 円（1.3 万円）	390 円（1.2 万円）	600 円（1.8 万円）
第１段階	880 円（2.7 万円）	550 円（1.7 万円）	550 円（1.7 万円）	380 円（1.2 万円）	0 円	0 円	300 円（0.9 万円）	300 円（0.9 万円）

※表内の金額は日額で、（）内は１か月（３０日）の費用です。

＊軽減の対象となるのは上記の第１段階から第３段階の②までの方です。

＊第４段階の料金は基準額ですので施設により料金は異なります。

＊この他に、介護保険１割～３割負担額、日常生活費（歯ブラシ等の生活必需品、行事に係る材料費、クラブ活動費など）等の負担があります。

市町村民税課税世帯の方に対する食費・居住費負担額の特例減額制度

世帯課税者（第４段階）の場合、原則として介護保険負担限度額認定は非該当となりますが、特定の条件を満たした場合、食費・居住費（片方または両方）について負担限度額を適用する特例措置が受けられることがあります。

※条件等、詳細については介護保険課介護保険管理係へお問い合わせください。

生計困難な方に対する介護保険利用者負担額軽減事業

市では、介護保険のサービスを利用している方のうち、市民税非課税世帯で特に生計困難な方および生活保護受給者に対して、介護保険サービス提供事業者と共同で、利用者の介護保険の自己負担部分を軽減しています。

対象者は、生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減事業を実施するサービス提供事業者の「対象サービス」を受けている方で、次の要件に当てはまる方です。

軽減の適用は申請月の翌月の１日からとなります。

軽減の対象者

(1)市民税非課税世帯で、年間収入が基準収入（一人世帯の場合１５０万円、世帯構成員が一人増えるごとに５０万円を加えた額）以下であること。

(2)対象者の属する世帯の預貯金額が基準貯蓄額(一人世帯の場合３５０万円、世帯構成員が一人増えるごとに１００万円を加えた額)以下であること。

(3)世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5)介護保険料を滞納していないこと。

軽減の内容

(1)老齢福祉年金受給者

利用者負担１割分、居住費（滞在費）、食費を５０％軽減

(2)老齢福祉年金受給者以外

利用者負担１割分、居住費（滞在費）、食費を２５％軽減

(3)生活保護受給者

個室の居住費（滞在費）を全額軽減

生計困難な方に対する介護保険利用者負担軽減対象サービス

■生活保護受給者以外の方

- 訪問介護
- 通所介護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 指定介護老人福祉施設における施設サービス
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問入浴介護
- (介護予防)短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)認知症対応型通所介護
- (介護予防)通所リハビリテーション
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業および第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

※上記のサービスで、生計困難者事業の実施申し出を行っている事業者でのみ利用できます。

■生活保護受給者

- 短期入所生活介護
- 指定介護老人福祉施設における施設サービス
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護予防短期入所生活介護

次の方は軽減の対象になりません。

1．青梅市障害者ホームヘルプサービス利用者助成事業により、すでに利用者負担の軽減を受けている方（訪問介護のみ利用できません。）

2．その他の公費により、すでに利用者負担の軽減を受けている方（該当の対象サービスのみ利用できません。）

3．平成１２年３月３１日以前から介護老人福祉施設に入所している方

障害者ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減

次のような方については、ホームヘルプサービスの利用者負担が全額免除となります。

低所得世帯の方 ※生活保護受給世帯、生計中心者が所得税非課税の世帯

＋

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額が０円となっている方

＋

利用者負担を
全額免除

平成１８年４月１日以降
いずれかの状態になった方

■６５歳になる前のおおむね１年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体介護、家事援助）を利用していた障害者の方で、６５歳になり介護保険の対象となった方

■特定疾病によって生じた身体上または精神上の障害が原因で要介護または要支援の状態となった４０歳から６４歳までの方

交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者（加害者）の行為が原因となり介護保険サービスを利用する場合は、費用負担の方法が異なるので、**「第三者行為による傷病届」**を必ず提出してください。

届出にあたって必要となる書類もありますので、お早めに介護保険課にご相談ください。

5. 介護保険料について

６５歳以上の方の保険料は？

保険料は６５歳になった月（誕生日の前日が属する月）から個人で納めるようになります。

青梅市の介護保険にかかる費用（利用者負担分を除く）のうち、※２３パーセントを６５歳以上の方（第１号被保険者）の保険料として負担していただきます。

■青梅市の介護保険にかかる費用

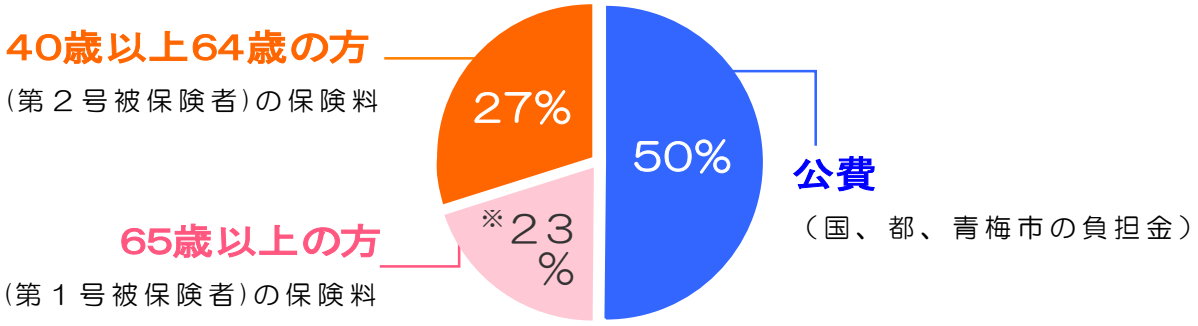

※介護給付費に対する第１号被保険者の負担割合は国の調整交付金により変わります（35ページ参照）。

■保険料基準額

保険料は算出された保険料基準額をもとに、市民税の課税状況と所得に応じて１６の段階に分かれています。

保険料基準額（年額）
６９，６００円

＝

（青梅市で介護保険の給付にかかる費用）×（６５歳以上の方の負担分（※23%））
÷
青梅市の第１号被保険者数

４０歳から６４歳までの方の保険料は？

国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など、医療保険を運営する保険者ごとに決められた保険料を納めます。

４０歳から６４歳までの方が納めた介護保険料は、社会保険診療報酬支払基金を経由して全国の市町村に交付されます。

■国民健康保険に加入している方

＊国民健康保険税の算定方法にもとづいて世帯ごとに計算されます。

＊世帯主が、医療保険分等と合わせて、国民健康保険税として納めます。

基礎課税分（医療保険分） ＋ 後期高齢者支援金等課税分 ＋ 介護納付金課税分（介護保険分）

■協会けんぽ、健康保険組合、共済組合などに加入している方

＊介護保険分の保険料は、給与（標準報酬月額）と各医療保険で算定される介護保険料率に応じて計算されます。

＊医療保険分の保険料に上乗せして、毎月の給与および賞与から差し引かれます。

医療保険分等（標準報酬・賞与×定率） ＋ 介護保険分（標準報酬・賞与×定率）

財　源

介護保険は、国・都および市の負担する公費（税金）５０％と、
皆様にご負担いただく介護保険料５０％を財源として運営されています。

保険料５０％のうち、第１号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第２号被保険者との人口比率により政令で定められており、第９期事業計画では財源全体の２３％となっています。

また、介護給付費等の国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合・所得段階割合を比較して、保険者ごとに増減されることになっており、第９期事業計画の青梅市の見込みは 2.01%で、不足する 2.99%については第１号被保険者の保険料で負担することとなります。

このため、青梅市における第１号被保険者の負担割合は、介護給付費等および地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）については 25.99%、地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）については、２３.0%となり、第９期事業計画期間の青梅市での全体の財源構成についての見込みは、以下のとおりとなります。

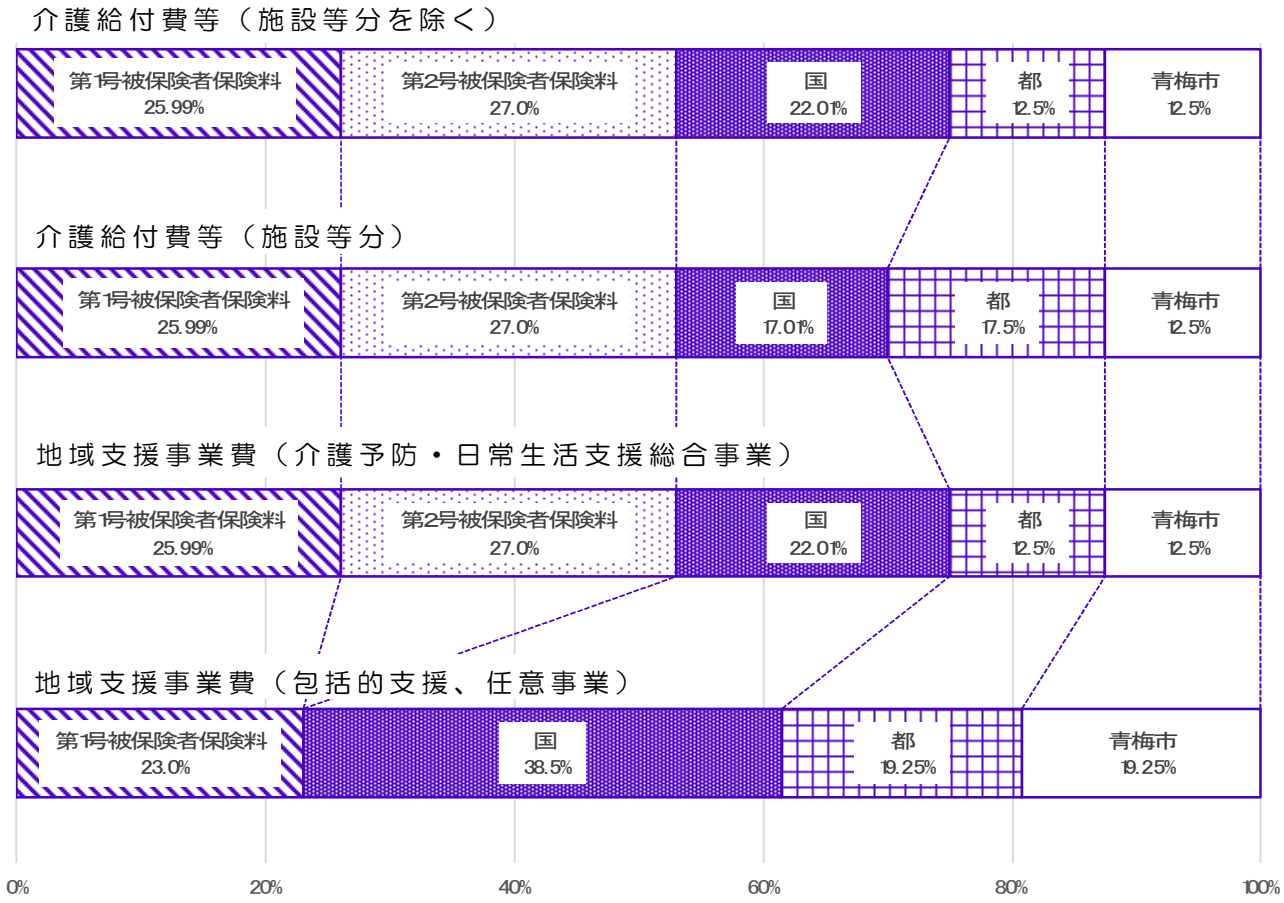

■令和６年度の保険料は以下のとおりです。

課税状況	所得段階	対象者	年間保険料（月額）
世帯全員が市民税非課税の方	第１段階（基準額×0.28）	生活保護受給者	19,400 円（約 1,616 円）
		老齢福祉年金受給者	
		課税年金収入額＋合計所得金額(年金所得を除く）が 80 万円以下の方	
	第２段階（基準額×0.48）	課税年金収入額＋合計所得金額(年金所得を除く）が 80 万円を超え 120 万円以下の方	33,400 円（約 2,783 円）
	第３段階（基準額×0.68）	課税年金収入額＋合計所得金額(年金所得を除く)が 120 万円を超える方	47,300 円（約 3,941 円）
本人が市民税非課税かつ世帯員が市民税課税の方	第４段階（基準額×0.90）	課税年金収入額＋合計所得金額(年金所得を除く）が 80 万円以下の方	62,600 円（約 5,216 円）
	第５段階（基準額）	課税年金収入額＋合計所得金額(年金所得を除く）が 80 万円を超える方	69,600 円（5,800 円）
本人が市民税課税の方	第６段階（基準額×1.20）	前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	83,500 円（約 6,958 円）
	第７段階（基準額×1.30）	前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	90,400 円（約 7,533 円）
	第８段階（基準額×1.50）	前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	104,400 円（8,700 円）
	第９段階（基準額×1.70）	前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	118,300 円（約 9,858 円）
	第 10 段階（基準額×1.90）	前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	132,200 円（約 11,016 円）
	第 11 段階（基準額×2.10）	前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	146,100（約 12,175 円）
	第 12 段階（基準額×2.30）	前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	160,000 円（約 13,333 円）
	第 13 段階（基準額×2.40）	前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	167,000 円（約 13,916 円）
	第 14 段階（基準額×2.50）	前年の合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満の方	174,000 円（14,500 円）
	第 15 段階（基準額×2.60）	前年の合計所得金額が 920 万円以上 1000 万円未満の方	180,900 円（15,075 円）
	第 16 段階（基準額×2.70）	前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	187,900 円（約 15,658 円）

※第１段階から第３段階までの年間保険料は、消費税引上げ分の社会保障の充実による、軽減後の額です。軽減前は第１段階が 31,300 円、第２段階が 47,300 円、第３段階が 47,600 円です。

※合計所得金額とは、その年の収入金額から必要経費を差し引いたもので、基礎控除や社会保険料等を控除する前の金額です。

保険料の納付方法

介護保険料の納付方法には、年金から天引きをする方法（特別徴収）と、納付書や口座振替で納める方法（普通徴収）があります。

納付方法は、次のとおり年金の受給状況によって決定します。

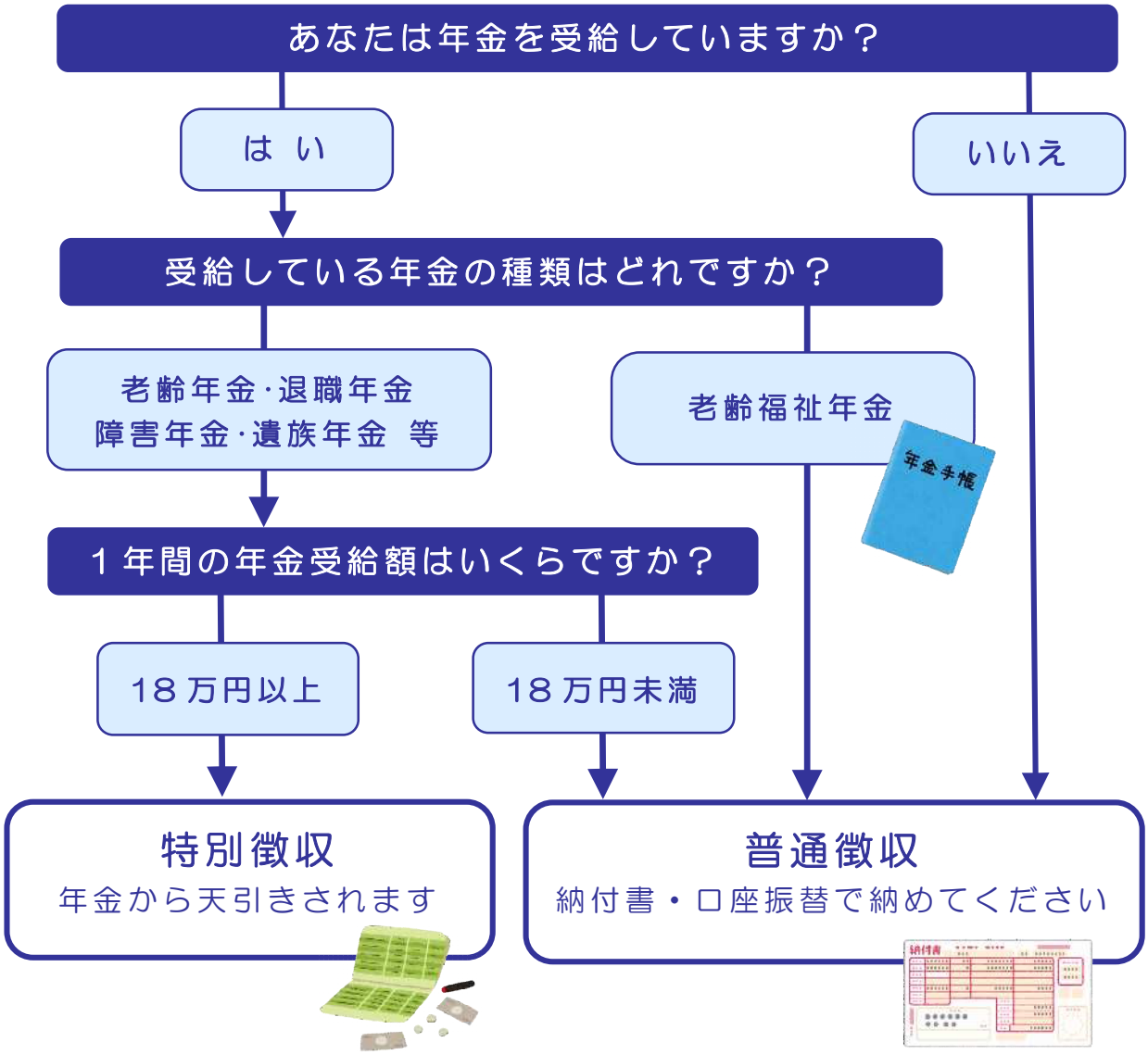

■特別徴収の対象の方でも、納付書で納めること(普通徴収)があります。

・６５歳になられたばかりの方　・他の市区町村から転入した方
・年度途中で年金の受給が始まった方　・年金が一時差し止めになった方
・収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった方　など

■６月以降、特別徴収が始まる方は、年金天引きできない差額分の保険料は納付書で納めていただきますので御注意下さい。

※年金天引きと時期が重なることがありますが、２重納付ではありません。
※普通徴収から特別徴収に変更になる場合は時間がかかります。

介護保険料を納付書で
納める方は…

便利な口座振替をご利用ください！

いったん口座振替の手続きをすると、その口座から自動的に納付されるため、納め忘れがなく、納付の手間も省けます。介護保険料が年金から天引きされている方でも、所得の変更などにより納付書払いとなるケースもありますので、口座振替をお勧めします。

預（貯）金通帳、通帳の登録印、納付書をお持ちの上、口座振替依頼書に必要事項を記入し、納入取り扱い金融機関等の窓口でお申し込みください。

【納入取り扱い金融機関】

りそな銀行	きらぼし銀行	みずほ銀行
青梅信用金庫	西武信用金庫	飯能信用金庫
東京厚生信用組合	西東京農業協同組合	埼玉りそな銀行
多摩信用金庫	中央労働金庫	山梨中央銀行（納付書のみ）

三菱 UFJ 銀行（口座振替のみ）　三井住友銀行（口座振替のみ）
東京都信用農業協同組合連合会およびその会員となっている農業協同組合

※ゆうちょ銀行（郵便局）
口座振替は全国のゆうちょ銀行でできますが、窓口納付は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県に設置されている本・支店（局）に限ります。

【青梅市の納付窓口】

梅郷出張所、沢井出張所、小曾木出張所、成木出張所
市役所会計課

■コンビニエンスストアでの納付について
コンビニエンスストアでも納付していただくことができます。
納付書裏面にて納付可能なコンビニエンスストアの記載がありますのでご確認ください。

■スマートフォンやタブレット端末を用いての納付について
スマートフォン決済で納付していただくことができます。
御不明な方は、青梅市収納課収納管理係までお問合せください。

保険料の滞納を続けると？

■給付制限

介護保険制度は、介護を国民皆で支え合う制度です。被保険者間の負担の公平を確保するため、保険料の滞納がある方が介護保険のサービスを受けた場合には、以下のような措置が講じられることとなっています。

なお、次の①、②の措置については、それぞれの期間の経過前であっても、市の判断により行うことができます。

①保険料を１年以上滞納している場合

保険給付が償還払い化（※）されます。

※介護費用を全額負担した後、申請により本人負担分以外の９～７割分が戻ります。

②保険料を１年６か月以上滞納している場合

①により償還払いされる９～７割分の費用が差し止められます。更に、差し止めた給付額と滞納している保険料の額を相殺することもあります。

③保険料を２年以上滞納している場合

滞納期間に応じた期間、自己負担割合が３割（または４割）に引き上げられます。その他に、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

■滞納処分

延滞金等の処分を受ける場合があります。（税金の滞納による処分と同様です。）

6. 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、**総合事業**）は、自ら要介護状態にならないよう予防していき、地域のみんなで支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援する制度です。

介護予防・生活支援サービス事業

■対象者

・65 歳以上で要支援１・２の認定をお持ちの方
・基本チェックリストで事業対象者と判定された方

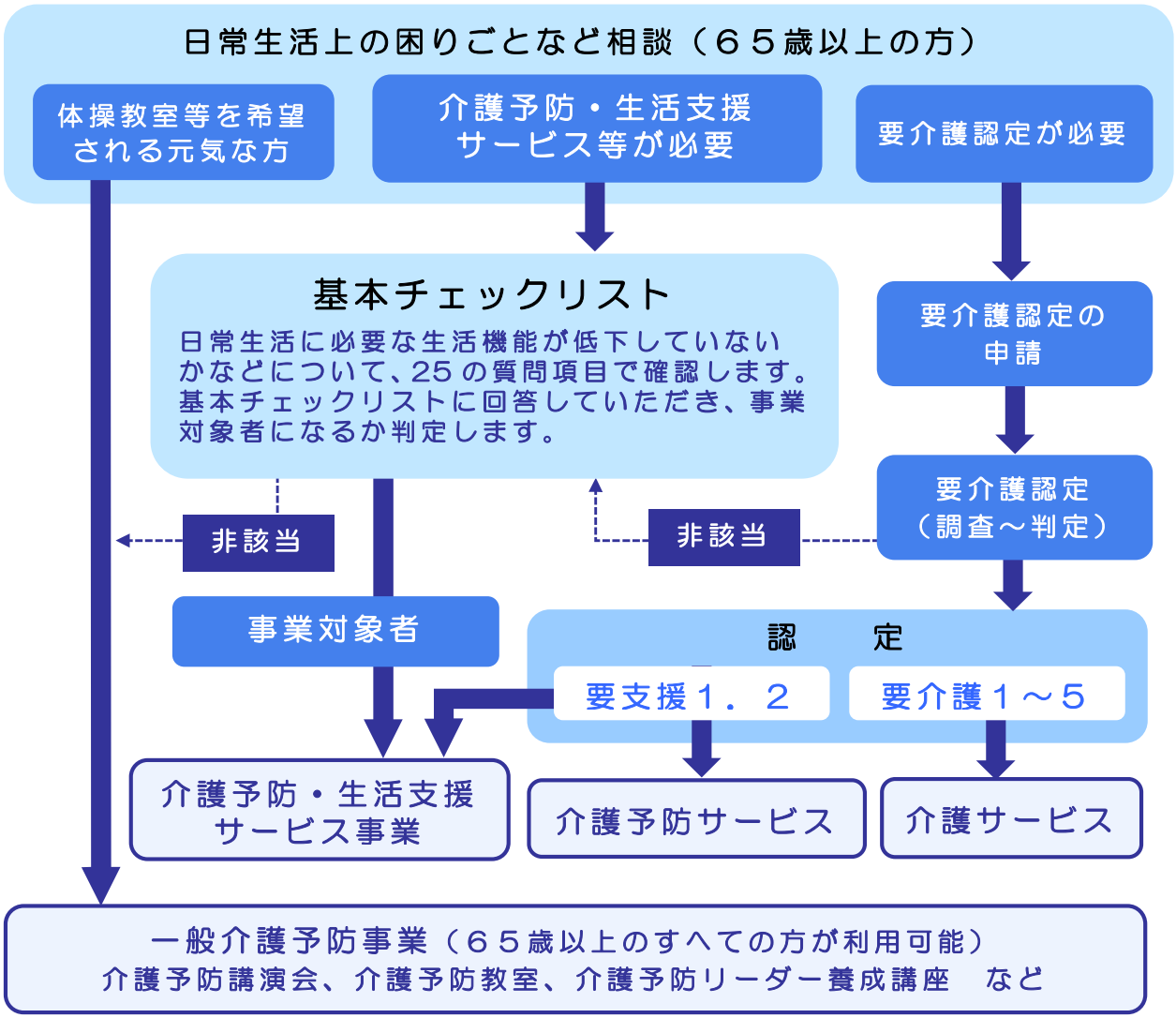

お住まいの地域の対象となる地域包括支援センター（５ページ）にご相談ください。

■利用できるサービス

総合事業のサービスを利用した場合、費用の１割～３割が利用者の負担額となります。利用者負担額のめやすは、自己負担１割として掲載しています。

また、心身の状況やサービス内容によりサービス種類が異なります。

訪問型サービス（家事援助や身体介護を行うサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴や排せつの介助など）や家事援助（掃除や洗濯、買い物など）の支援を行います。

〈現行相当サービス〉

ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や家事援助を行います。

利用負担額のめやす	
週１回程度	１，３００円／月
週２回程度	２，５９６円／月
週２回を超える	４，１１９円／月

（R6.4.1 現在）

〈家事支援に特化したサービス〉

ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。

利用負担額のめやす	
週１回程度	１，０７０円／月
週２回程度	２，１４０円／月
週２回を超える	３，２０９円／月

（R6.4.1 現在）

〈おうめ生活サポーターによるサービス〉

おうめ生活サポーター（青梅市が実施する一定の研修修了者）が訪問し、家事援助を行います。

利用負担額のめやす	
週１回程度	６６３円／月４回
週２回程度	１，３２６円／月８回
週２回を超える	１，９８９円／月１２回

（R6.4.1 現在）

通所型サービス（運動などによる生活機能向上のためのサービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）等で、生活機能向上のための体操やレクリエーションなどの集団活動のサービス提供を行います。

〈現行相当サービス〉

生活機能向上のための体操や食事、入浴などの提供を行います。

利用負担額のめやす	
要支援１・基本チェックリスト該当者（週１回程度）	１，９２１円／月
要支援２（週２回程度）	３，８６８円／月

（R6.4.1 現在）

〈軽度者向けの通所サービス〉

生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。

利用負担額のめやす	
週１回程度（送迎あり）	１，７２８円／月
週１回程度（送迎なし）	１，３２７円／月

（R6.4.1 現在）

〈柔道整復師会接骨院・整骨院によるサービス〉

柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を行います。
利用期間は３か月です。
必要に応じてさらに３か月（月１回程度）実施します。

利用負担額のめやす		
週１回程度（通所）	１，２０８円／月４回	１回／３０２円
週１回程度（訪問）	１，２９２円／月４回	１回／３２３円

（R6.4.1 現在）

※「訪問」は地理的条件などにより通えない方が対象です。

〈リハビリ専門職によるサービス〉

生活機能の向上に向け、利用者自身が取組み、低下する前の生活に戻れるようリハビリ専門職が指導や助言を行います。
利用期間は３か月です。

利用負担額のめやす	
月４回（全１２回）	２，５００円／月

（R6.4.1 現在）

一般介護予防事業

一般介護予防事業は６５歳以上の方全員を対象としています。
介護予防のための体操教室などを実施し、年齢に応じた健康づくりと介護予防を提供しています。
体操教室などの詳細については、担当地域包括支援センター（７ページ）へお問い合わせください。

7. 介護保険以外の高齢者向け制度

高齢者支援課のサービス　問い合わせ：高齢者支援課（市役所１階 10B 窓口）

事業名	内容	対象者・実施施設等
訪問理美容サービス	訪問サービス券（年間６回分）を交付し、自宅で理美容サービスを受ける際の訪問料金（出張料）を助成します。	在宅の６５歳以上の介護保険要介護３・４・５の方 **実施施設**　契約理容店・美容店
日常生活用具の給付	腰掛便座、入浴補助用具、歩行補助車などを一定の基準額まで１～３割の自己負担で給付します。 事前の申請が必要です。購入後の助成はできません。	介護保険で非該当と判定されたが、日常生活用具の給付が必要と認められる６５歳以上の方
住宅改造費の助成	浴槽・流し台・洋式便器などの整備改造費を一定の基準額まで自己負担１～３割で助成します。 事前の申請が必要で、工事着工後の助成はできません。	おおむね６５歳以上で、住宅の改造が必要と認められる方（要介護認定の申請をしてください）
紙おむつの給付	紙おむつ、尿取りパッド、おむつカバーを月額８，０００円を限度とし、現物支給します（組み合わせなどは選択可）。 給付額の１割の自己負担があります。	６５歳以上の市民税非課税世帯の在宅の方で、寝たきりなどでおむつを必要とする方
配食サービス	１食４００円の自己負担で、週３回までボランティアなどにより昼食の配送をします。（土・日・祝日を除く。）	おおむね６５歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で、身体的、精神的機能の低下で炊事困難の方
寝具乾燥サービス	日照が悪いなど寝具の自然乾燥ができない環境にある世帯に、月１回４枚まで寝具の乾燥を１割の自己負担で行います。	６５歳以上の寝たきり高齢者がいる世帯および６５歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方
救急通報システム	急病や緊急事態の時に、無線発報器（ペンダント）により救急車の出動などの救護が受けられます。 本人の身体状況の調査と、本人の所得に応じて費用負担があります。固定電話が必要な場合があります。	おおむね６５歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方などで、発作を起こしやすい病気などがあり、設置が必要と認められる方
住宅火災通報システム	火災発生時に、専用通報装置により、消防車両などの出動が受けられます。 本人の所得に応じて、負担があります。 固定電話が必要な場合があります。	おおむね６５歳以上の方などで、設置が必要と認められる方

事業名	内容	対象者・実施施設等
福祉電話の設置	電話加入権の貸与と、電話の設置にかかる費用を助成します。本人の希望により週２回まで安否の確認を行っています。	６５歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方で、市民税非課税であり、現在電話がなく近隣に親族が居住していない方
温泉保養施設の利用助成	市が指定した温泉保養施設を利用する場合に利用料の一部を助成します。 宿泊の場合１泊につき３，０００円（年間４泊以内） 日帰りの場合１日１回につき３００円（年間１２回以内）	青梅市に住所がある６５歳以上の在宅の方および援護者 **実施施設**　市の指定する日帰り施設と宿泊施設があります。
介護ＤＶＤの貸出	在宅の介護者やボランティアの方々に高齢者の介護のためのＤＶＤを無料で貸し出します。	一般市民、ボランティアグループ、福祉施設、団体関係者など
徘徊（はいかい）高齢者家族支援サービス	人工衛星（ＧＰＳ）と携帯電話の電波網を利用し、位置探索を行う機器の端末を貸与します。 利用料は、かかった費用の１割で、そのほか必要により自己負担があります。	認知症で、徘徊（はいかい）行動が見られるおおむね　６５歳以上の在宅高齢者を介護している親族
介護サービス相談員の派遣	介護保険施設や居宅などを訪問し、介護サービス利用者などの話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う相談員を派遣します。 利用料はかかりません。	介護保険制度における介護サービス利用者など
認知症サポーター養成研修の講師派遣	認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り応援していく人）を要請するためキャラバンメイト（講師）を派遣します。	おおむね１０人以上の団体・グループなど
見守り支援ネットワーク	市では電気・ガス事業者、ごみ回収業者、新聞販売店などの民間事業者等と市では見守りに関する協定を締結しており、日常業務の中で「緩やかな見守り」を行っていただいています。民間事業所などが異変を発見した場合は市へ連絡をいただき、関係機関や地域と連携し、安否確認等を行います。	高齢者など
高齢者見守り支援事業（見守りシールの交付）	二次元コードのついた（見守りシール）をあらかじめ高齢者の持ち物や衣服に貼り付けていただきます。このシールを受けた高齢者を保護した市民や警察が二次元コードを読み取ることで、匿名で家族とメッセージのやり取りをすることができ、高齢者の発見・保護につなげます。	６５歳以上の在宅認知症等高齢者

社会福祉協議会のサービス

問い合わせ：社会福祉協議会（福祉センター２階）

事業名	内容	対象者・実施施設等
地域福祉権利擁護事業	①福祉サービスの利用援助（必須） ②日常的金銭管理サービス（オプション） ③書類などの預かりサービス（オプション）	判断能力が低下してきた方で、日常生活を送るのに心配がある方
成年後見制度推進事業	財産管理や契約の代行等、ご本人の権利を守る成年後見制度の利用を推進するための相談援助	判断能力が十分ではない方とその家族など関係者
いきいきサービス	市民の助け合いによる登録者の協力を得て、在宅での日常生活に必要な家事などのお手伝いをします。 利用料金：１時間　９００円 また、交通費を負担していただくことがあります。	おおむね６５歳以上の方で、在宅での日常生活に困っている方。
緊急通報サービス	急な発病、発作、けが、押し売りなど、身の危険を感じたとき、ペンダント型救急ボタンを押すと２４時間体制の警備会社に通報され、所定の連絡などを行います。 利用料金：・基本料金 月額　４，２３５円	おおむね６５歳以上の方で、在宅での日常生活に困っている方。 同居の家族の有無は問いません。
車いすの貸出し	散歩、通院、旅行などで車いすが必要な場合、無料でお貸しします。貸出期間は原則１か月間です。	歩行困難な方（介護保険によるサービスを受けている方を除く）
ハンディキャブの貸出し	車いすごと乗車可能な自動車の貸出しを行っています。 最長２泊３日まで、貸出しは車両のみで運転手の手配は行っておりません。申込は利用の３か月前から先着順で受け付けます。詳細はお問い合せください。 ※利用料は無料ですが、使用した分の燃料費をご負担いただきます。	車いすを利用している方のご家族等

8. 障害福祉サービスと介護保険制度との適用関係について

６５歳以上（２号被保険者の場合は４０歳以上）である障害者の方については、介護保険サービスの受給が優先されることとなります（障害者総合支援法第７条）。

しかし、以下のような場合においては、介護保険サービスによって当該障害者の方のニーズに対応することが難しいため、個別の必要性に応じて、障害福祉サービスの受給も可能です。

（「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」厚生労働省通知）

※障がい者には、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のほか、発達障害、高次脳機能障害、難病等の手帳を持たない方も含まれます。

■実際に介護保険サービスの利用が難しい、または不十分であると見受けられる障害者の方については、**まずは青梅市介護保険課まで御相談ください。**その後、必要性を判断し、障害福祉サービスの受給が可能かどうかを決定いたします。

■また、現在障害福祉サービスを受けており、６５歳になる方につきましては、**障害福祉サービスと介護保険制度との適用関係について適正にサービス提供を行うため、事前にケース会議等を開催し、調整が必要な場合があります。詳しくは、障がい者福祉課や相談支援専門員まで御相談ください。**

【問い合わせ】

青梅市健康福祉部障がい者福祉課　サービス給付係

☎0428-22-1111（代表）　内線２１３５、２１３６

9. 苦情相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会	
苦情相談窓口[介護サービスに関する苦情など]	☎03-6238-0177

東京都の相談窓口	
東京都介護保険制度相談窓口[介護保険制度一般の相談]	☎03-5320-4597
東京都介護保険審査会事務局[要介護認定結果等の不服申立]	☎03-5320-4293
東京都消費生活総合センター[契約に関する相談など]	
一般相談	☎03-3235-1155
高齢者被害 110 番	☎03-3235-3366
高齢消費者見守りホットライン	☎03-3235-1334
東京都保健医療情報センター[医療機関の情報提供等]	☎03-5272-0303

国などの相談窓口	
国民生活センター[消費者ホットライン]	☎188（いやや！）
法テラス[法的トラブルに関する相談]	☎0570-078-374（おなやみなし）

民間の相談窓口紹介	
高齢者安心電話（(公社）東京社会福祉士会）	☎03-5944-8640
認知症てれほん相談（(公社）認知症の人と家族の会東京支部）	☎03-5367-2339
認知症 110 番（(公財）認知症予防財団）	☎0120-654-874（ろうごしんぱいなし）
成年後見センターぱあとなあ東京（(公社）東京社会福祉士会）	☎03-5944-8680
（公社）成年後見センターリーガルサポート東京支部「成年後見ホットライン」	☎03-5379-1888
（公社）全国有料老人ホーム協会（入居相談）	☎03-3548-1077

介護保険サービスと介護保険料に関すること

介護保険課介護保険管理係

要介護認定と資格に関すること

介護保険課認定係

地域包括支援センター・介護予防に関すること

高齢者支援課包括支援係

介護保険以外の高齢者施策に関すること

高齢者支援課いきいき高齢者係

介護保険料のお支払いに関すること

収納課収納管理係

※この資料の内容は、今後、予告なく変更されることがあります。また、「利用負担額のめやす」等料金はすべて**令和６年４月時点**の金額です。あらかじめご了承ください。